

昭和三十二年人事院規則九一一

人事院規則九一一（俸給表の適用範囲）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、人事院規則九一一（特別俸給表の適用範囲）の全部を次のように改正する。

人事院規則九一一（昭和三十二年四月一日適用）

（総則）

第一条 給与法別表第一から別表第十一までのそれぞれの俸給表の適用については、この規則の定めるところによる。

（行政職俸給表（二）の適用範囲）

第二条 行政職俸給表（二）は、次に掲げる職員に適用する。ただし、第一号から第八号までに掲げる者のうち、海事職俸給表（二）の適用を受ける者及び指令で指定する者を除く。

二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

三 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者

四 機械工作工、電工、大工、印刷工、製図工、ガラス工等の製作、修理、加工等の業務に従事する者

五 建設機械操作手、ボイラーテクニクル等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者

六 電話交換手の業務に従事する者

七 理容師、美容師、調理師等の家政的業務に従事する者

八 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

九 総トン数五トン未満の船舶、湖、川又は港のみを航行する船舶、総トン数三十トン未満の漁船及びその他しんせつ船等の作業船に乗り組む者並びに指令で指定する船舶に乗組む者（公安職俸給表（二）の適用を受ける者及び指令で指定する者を除く。）

（専門行政職俸給表の適用範囲）

第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一 植物防疫所又は那覇植物防疫事務所の植物防疫官及び小笠原総合事務所に勤務する職員で小笠原諸島の復帰に伴う村の設置及び現地における行政機関の設置等に関する政令（昭和四十三年政令第二百十二号）第十条第二項の規定に基づき植物防疫官の事務の処理に当たる者に指定されたもの

二 動物検疫所の家畜防疫官

（三）

特許庁の審査長、審査官、審査監理官、審判長、審査官及び指令で指定する職員

（四）

沖縄総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び

（五）

国土交通省航空局の航空情報管理管制運航情報官、技術管理航空管制技術官及び性能評価航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用管理官、管制保安部長、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、航空交通

（六）

航空管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管制技術官及びシスティム管理官、運輸局又は運輸監理部の海技試験官

（七）

検疫所において港又は飛行場における検疫又は防疫の業務に従事する職員（医療職俸給表（一）、医療職俸給表（二）又は指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）で指令で

（八）

検疫所又は地方厚生局の食品衛生監視員

（九）

国土交通省航空局の設計審査官及び飛行検査官その他の指令で指定する職員

（十）

国土交通省航空局又は地方航空局の運航審査官、航空機検査官及び航空従事者試験官

（十一）

航空保安大学校の教頭、研修調整官、教官、所長及び専門研修調整官

（十二）

運輸安全委員会事務局の事故調査官（税務職俸給表の適用範囲）

（十三）

税務職俸給表（二）又は医療職俸給表（一）の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

一 国税庁の内部部局に勤務する者で、国税庁監察官、税務相談官、監督評議官、国税実查官、国税調査官、国税査察官及び指令で指定する職員以外のもの

二 国税不服審判所の所長、次長及び首席国税審判官

（十四）

國税局の局長

（十五）

行政職俸給表（二）の適用を受ける者

（十六）

その他の指令で指定する者

（十七）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（十八）

その他の指令で指定する者

（十九）

行政職俸給表（二）は、次に掲げる職員に適用する。

（二十）

その他の指令で指定する者

（二十一）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（二十二）

その他の指令で指定する者

（二十三）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（二十四）

その他の指令で指定する者

（二十五）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（二十六）

その他の指令で指定する者

（二十七）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（二十八）

その他の指令で指定する者

（二十九）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（三十）

その他の指令で指定する者

（三十一）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（三十二）

その他の指令で指定する者

（三十三）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（三十四）

その他の指令で指定する者

（三十五）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（三十六）

その他の指令で指定する者

（三十七）

行政職俸給表（二）の適用範囲

（三十八）

その他の指令で指定する者

並びにこれらと同種の業務に従事する職員で

指令で指定するもの

警察庁の長官、次長及び官房長並びに警

察庁の内部部局の局長、部長及び課長

科学警察研究所長

皇宮警察本部長

科学警察研究所長

管区警察局の局長及び警察支局の支局長

（二）

刑務所、少年刑務所、拘置所又は矯正管区

に勤務する者並びに矯正研修所に勤務する研

修第一部長、研修第二部長、教頭、教官、効

果検証官及び指令で指定する職員。ただし、

次に掲げる者を除く。

矯正管区の管区長

専ら庶務、会計等の管理事務に従事す

る者

（二）

専ら庶務、会計等の管理事務に従事す

る者

三 その他指令で指定する者

海上保安庁警備救難部若しくは交通部の航

行安全課若しくは安全対策課、海上保安学校

又は管区海上保安本部に勤務する者及びその他の勤務する者で船舶に乗り組むもの。ただし、次に掲げる者を除く。

海上保安庁警備救難部の部長及び課長並びに交通部の航行安全課長及び安全対策課長

（二）

海上保安学校に勤務する者で副校長、分

校長及び教官以外のもの

（三）

管区海上保安本部の本部長及び次長

（四）

管区海上保安本部の総務部、経理補給部、船舶技術部、海洋情報部若しくは交通部（航行安全課及び安全対策課を除く。）

又は警備救難部の船舶技術課に勤務する者（船舶に乗り組む者を除く。）

（五）

専ら庶務、会計等の管理事務に従事す

る者

（六）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（七）

医療職俸給表（一）の適用を受ける者

（八）

その他指令で指定する者

（九）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十一）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十二）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十三）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十四）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十五）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十六）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十七）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十八）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（十九）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十一）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十二）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十三）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十四）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十五）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十六）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十七）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十八）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（二十九）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（三十）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

（三十一）

第二条第一号から第八号までに掲げる者

1

者及び公安職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）

第八条 教育職俸給表（二）の適用範囲

海上保安大学校に勤務する副校長、教頭、教授、准教授、構成員及び助教を適用する。

**授業准教授講師及び助教に適用する
(教育職俸給表(二)の適用範囲)**

第九条 教育職俸給表(二)は、国立ハンセン病療養所に置かれる附属の看護師養成所又は国立

障害者リハビリテーションセンターの自立支援局の理療教育・就労支援部若しくは国立光明寮

教務課若しくは学院に勤務し、教育に従事する二二を本務とする職員（国立障害者リハビリテ

ことを方務とする職員（国立障害者リハビリテーションセンター学院にあつては、指令で指定された教員）が、

第十条 削除する職員に限る。)に適用する。

第十一條 研究職俸給表は、試験所、研究所若し
(研究職俸給表の適用範囲)

くは指令で指定するこれらに準ずる機関又はその他の機関で指令で指定する部課等を勤務して

の他の機関へ指令、指定期、不許諾等の範囲で専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究に當事する職員に適用する。二

は調査研究業務に従事する職員に適用する。ただし、教育職俸給表（一）又は指定職俸給表の

適用を受ける者を除く。
(医療職俸給表(一)の適用範囲)

第十二条 医療職俸給表(二)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刊務所、拘置所等の

所 診療所等の日程が詰め 病院所 指定所等の
矯正施設及び検疫所等に勤務し又は船舶に乗り
且み、医療義務に従事する醫師及び看護師等の

組み 医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。ただし、指定職俸給表の

適用を受ける者を除く。
(医療職俸給表(二)の適用範囲)

第十三条 医療職俸給表(二)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の

矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で
次に掲げるのを適用する。二二、教育職員

次に掲げるものは適用する。ただし、教育職員給表(二)の適用を受ける者を除く。

二一 調剤に従事する薬剤師
二二 栄養管理に従事する栄養士

三 診療放射線技師及び診療エツクス線技師
臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理

五、臨床工學技士 細菌技術職員

五 理学療法士その他の理学療法技術職員及び

七 作業療法士その他の作業療法技術職員 八 視能訓練士その他の視能技術職員

七の二 言語聽覺士

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年四月五日人事院規則九一二一四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年七月一日人事院規則九一二一五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年四月一日人事院規則九一二一六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年五月二一日人事院規則九一二一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年一二月一日人事院規則九一二一八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月一日人事院規則九一二一九）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年六月二八日人事院規則九一二一〇）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年四月一日人事院規則九一二一一）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年七月一日人事院規則九一二一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月一日人事院規則九一二一四）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年四月一〇日人事院規則九一二一五）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月一日人事院規則九一二一六）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年七月一日人事院規則九一二一七）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一〇月一日人事院規則九一二一八）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年二月一六日人事院規則九一二一九）

附 則（平成三十一年三月三十日人事院規則九二一六八）
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年四月一日人事院規則九二一六九）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月七日人事院規則九二一七〇）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月一日人事院規則九二一七一）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年九月一日人事院規則一七七）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日人事院規則九二一七二）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年四月一日人事院規則九二一七三）
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年四月一日人事院規則九二一七四）
この規則は、公布の日から施行する。